令和４年度熊毛地域特産品磨き上げ事業募集要項

１　事業目的

　　熊毛地域の特産品を県内外へ広くＰＲし，観光客の誘致促進や地場産業の振興を図るため，特産品の販路拡大を図ろうとする事業者を支援、フォローアップすることを目的とします。

２　応募対象者

種子島・屋久島に事業所を有する民間の事業者

３　対象事業

県内外（種子島・屋久島以外）で開催される物産展等への出展

ただし，種子島・屋久島以外の自社店舗（支店等）での活動については対象となりません。

また，他の団体等から同種の助成を受けている事業についても対象となりません。

４　対象経費

(1) 小間料：小間料

(2)　装飾料：小間装飾に係る装飾経費

(3)　使用料及び賃借料：小間で使用する電気・ガス・水道料等，小間で使用する機器等の使用料

(4)　旅　費：出展に要する旅費，出展に要する宿泊費

(5)　印刷製本費：チラシ等の印刷に要する経費

(6)　通信運搬費：展示物の運搬に要する経費

(7)　人件費：現地で販売員等を雇った場合の賃金

(8)　その他活動に必要と認められる経費

５　助成対象となる期間

令和 ４ 年 ８ 月 １ 日（月）～ 令和 ４ 年 １ 月 ３１ 日（火）

６　助成金額

交付対象となる助成対象経費の２分の１以内で，１０万円を上限とします。

　　※応募多数の場合は，減額になる可能性があります。

７　応募期間

令和 ４ 年 ６ 月 １ 日（水）～ 令和 ４ 年 ６ 月 ３０ 日（木）（当日消印有効）

８　応募方法及び応募先

(1) 応募方法

　　　次の応募書類を提出していただきます。

ア　助成金交付申請書（第１号様式）

　　 イ 事業計画書（第１号様式の２）

　　 ウ　収支予算書（第１号様式の３）

　　 エ　製品概要（申請企業等の出展製品等の分かる資料）

　　 オ　県税の納税証明書（県税の未納がない証明書）

　　 カ　その他必要と認める書類（パンフレット等）

(2)　応募先

種子屋久地域広域指導協議会（事務局：西之表市商工会）

なお，最寄の商工会を通じて応募することもできます。

９　助成金の交付決定

事業計画書の内容等を審査会で審査の上，助成の可否を決定します。

10　採択後のスケジュール

　 助成金は，精算払いとなります。助成事業の完了後，経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただき，確認の上助成金を交付いたします。

11　助成の取消し

次のいずれかに該当するときは，助成金の交付決定を取り消すとともに，既に交付された助成金については，その返還を求めます。

(1)　助成金を他の用途へ使用したとき。

(2)　交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

(3)　その他応募内容に虚偽の記載があったとき。

12　助成事業者の義務

(1)　計画変更の承認

①　助成金交付の対象となった経費を著しく変更しようとするときは，あらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。

　 ※著しく変更しようとする場合とは，助成対象経費の２割以上の変更が生じる場合をいいます。

②　助成事業者はやむを得ず事業を中止する場合には，速やかに助成金交付申請取下書を協議会に提出することにより，申請を取り下げることができます。

(2)　助成事業の遂行

　 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い，善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行しなければなりません。

(3)　実績報告

助成事業が完了したとき(注)は，その日から起算して２０日以内又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の２月２０日のいずれか早い日までに実績報告書に関係書類を添えて，協議会に提出しなければなりません。

(注) 物産展等の催事については、主催者側から経費明細の提示があった日とする。

(4)　立入検査等

助成事業の適正を期すため，必要があるときは，助成事業者に対し報告させ，又は協議会の職員にその事務所等に立ち入り，帳簿書類その他の物件を検査させ，若しくは関係者に質問させることがあります。

13　その他

(1)　応募された書類等の返却はいたしませんので，予め御了承ください。

(2)　審査結果に対する個別の問合せには，お答えできません。

14 問い合わせ先

種子屋久地域広域指導協議会事務局（西之表市商工会）

〒891-3112 西之表市栄町2番地　　　　 TEL:0997-23-1141 FAX:0997-24-3456

中種子町商工会

〒891-3604 熊毛郡中種子町野間5170-24　 TEL:0997-27-0222 FAX:0997-27-3430

南種子町商工会

〒891-3701 熊毛郡南種子町中之上2293-5 TEL:0997-26-0140 FAX:0997-26-1805

屋久島町商工会宮之浦本所

〒891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦288-1 TEL:0997-42-0159 FAX:0997-42-0605

屋久島町商工会安房支所

〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房168 　　 TEL:0997-46-2137 FAX:0997-46-3267